

<p>成年後見ニュース</p> <p>じゃがれたー</p> <p>No.28</p> <p>(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)</p>	<p>発行日 平成29年 3月30日</p> <p>発行 一般社団法人 日本成年後見法学会</p> <p>発行人 理事長 新井 誠</p> <p>編集 広報委員会</p> <p>[委員長] 富永 忠祐</p> <p>[委員] 岩井 英典</p> <p>大城 節子</p> <p>大輪 典子</p> <p>小嶋 珠実</p> <p>佐藤 米生</p> <p>長谷川秀夫</p> <p>平岡 祐二</p> <p>星野 美子</p>
---	---

巻頭言

ホームロイヤーの普及

群馬弁護士会会長 小此木 清

群馬弁護士会は、地域金融機関との間で、2016年7月、高齢者の預金取引に関し、憂慮すべき事態が生じているとの問題意識を共有し、その解決のための研究会を発足した。11の地域金融機関が参加している。

金融機関の窓口において、高齢の利用者は、判断能力の減退ゆえに、預金取引という財産権の行使を十全に行えないという権利擁護の問題が生じている。そこで、群馬弁護士会では、特に一人暮らしの高齢者に対して、ホームロイヤーおよび後見申立・任意後見人の提供、さらに民事信託による財産管理などを提案したいと考えた。

ホームロイヤーとは、かかりつけ医の弁護士版、「かかりつけ弁護士」である。広義において、本人が判断能力ある段階において高齢者の顧問となり、日常的な法律相談による問題解決により信認を得て、財産管理や任意後見、さらには、死後の委任事務・民事信託にまで対応する役割をもつ。

本来、判断能力が不十分となっても、自分のことは自分で決める、ということが求められる。たとえば、軽度の認知症で、特に独り身の方の場合、金融機関側が本人の預金支払いなどを拒絶するケースがある。本人が自分の財産を活用して身上に配慮した、充実した生活を送ることを求める場合に有効な手段は、あらかじめ第三者に代理権を授

与し、ホームロイヤーを活用することである。将来の判断能力の減退に備えて準備すべきである。法定後見では、自分の見知らぬ者が成年後見人等になってしまうが、ホームロイヤー契約を締結すれば、自分の人生を知る者による任意後見となり、本人の意思決定支援を期待することができる。

他方、ホームロイヤー契約を締結した者が、判断能力を衰えさせずに逝くことができれば、財産管理や任意後見費用を節約することができる。

11の地域金融機関から高齢者問題解決に向けてのアンケートを行ったところ、常任代理人制度（代理人による継続取引）の可否や、成年後見制度の運用・書式・対応が、金融機関ごとに異なっていた。すなわち、ホームロイヤーおよび後見業務のためのしくみ、窓口対応など、金融機関との間において、研究・検討課題が明らかとなったのである。

また、成年後見制度利用促進委員会では、保佐および補助の利用促進を、さらに任意後見の積極的活用を図る一方で、①後見監督人による監督、②後見制度支援信託を含めた金融機関との連携による不正防止のための施策の検討を求めている。

それゆえ、群馬弁護士会では、高齢者問題解決のため、金融機関との連携を必要と考え、実践しているのである。

～第4回成年後見法世界会議参加報告～ 日独シンポジウム

2016年9月14日からベルリンにて第4回成年後見法世界会議が開催されたが、これに先立つ9月12日、ベルリン日独センターにて、国際シンポジウム「成年後見制度」が開催された。主たる参加者は日本とドイツの研究者と実務家であり、会場では日本語とドイツ語の同時通訳の便宜が図られた。

冒頭に、ドイツ連邦司法消費者保護省、民法担当局長のベアーテ・キーネムント氏から祝辞が述べられた。

◇第1部「意思決定代行」

第1部は「意思決定代行」をテーマに、フォルカー・リップ氏（ゲッティンゲン大学教授）が司会を務め、まず、ダグマー・プロゼイ氏（ケルン工科大学教授）により「法定世話法における意思決定代行」と題する基調報告がなされた。次に、当学会の池田恵利子副理事長による「成年後見——意思決定支援だけでは保護できない現実を抱えて」、朴仁煥氏（仁荷大学教授）による「実質的自己決定の尊重と意思決定支援の制度化」、黄詩淳氏（国立台湾大学副教授）による「台湾における意思決定代行」の各ステートメントがなされた後、全体討議が行われた。

◇第2部「一元的制度か多類型の制度か」

第2部は「一元的制度か多類型の制度か」をテーマに、当学会の大貫正男副理事長が司会を務め、まず、当学会の新井誠理事長により「成年保護——ドイツ型一元的制度か日本型多類型の制度か」と題する基調報告がなされた。次に、ペータ・ヴィンターシュタイン氏（元高等裁判所副長官、NPO 法人世話法制度関係者議会理事長）による「ドイツ世話法における一元的制度——その長所と短所」、当学会の赤沼康弘副理事長による「日本の法定後見における類型主義の問題点」、諸哲雄氏（漢陽大学教授）による「韓国在世話システムにおける類型主義の問題点」、戴瑀如氏（国

立台北大学副教授）による「台湾における後見制度——一元的制度か多類型の制度か」の各ステートメントがなされた後、全体討議が行われた。

◇第3部「ネットワーク活動」

第3部は「ネットワーク活動」をテーマに、アンドレア・ディークマン氏（ベルリン上級地方裁判所副長官）が司会を務め、まず、シュテファン・ジークシュ氏（オシエルスレーベン世話協会専任理事）およびクラウス・ゲルツ氏（シュトゥットガルト世話担当庁所長）による「法的世話制度におけるネットワーク——超地元的なネットワーク、地元のネットワーク、ボランティアのネットワーク」、当学会の高橋弘常任理事による「ネットワーク活動」、崔允永氏（白石大教授）による「韓国における任意世話人のアンケート調査結果」、鄧学仁氏（中央警察大学教授）による「台湾における成年後見制度の社会支援ネットワーク」の各ステートメントがなされた後、全体討議が行われた。

いずれの全体討議においても、会場から活発な質問や意見が出され、特に、ドイツの現役裁判官からも忌憚のない発言がなされたことが印象的であった。

◇おわりに

今回のシンポジウムでは、日本、ドイツ、韓国および台湾の各成年後見制度の違いが浮き彫りになると同時に、今後、より良い制度の構築に向けて各国がめざすべき方向性についての認識を深めることができ、大変有意義であった。

最後に、新井誠理事長から、「次回は日本で開催したい」との決意表明がなされて、シンポジウムは幕を閉じた。

（弁護士 富永 忠祐）

～第4回成年後見法世界会議参加報告～

世界会議（1日目）

世界会議1日目は14時から開始。会場はほぼ満席の状態、公式発表によれば30カ国500人5大陸からの参加者とのことだった。当日の陽気も相まって会場は熱気に包まれていた。

司会のフォルカー・リップ氏（ゲッティンゲン大学教授）から、後見制度を人間を中心に据えたツールとして捉え、目標として掲げられた成年後見制度に関する横浜宣言を実効あるものにしようという開会宣言に始まり、厚労大臣およびアンドレアスパウルス氏（ゲッティンゲン大学教授）、連邦憲法裁判官による開会挨拶と続いた。

◇ドイツ世話人法の発展

ハンスヨアヒム連邦最高裁判所長官の講演「ドイツ世話人法の発展」では、さまざまな問題について比較法的な視点で検討し、現代の立法の課題や限界について語る場としてこの会議の重要性を説かれたうえで、強制治療の可否についての判例報告を通じて、その射程範囲や考え方について報告があった。実務上は、さまざまな検討要素はあるものの、あくまでも議論の基本的な出発点は、個人の尊厳の尊重にあることが繰り返し述べられ、本人の判断能力が低下している場合についても、本人への説得を含めた対応を模索することが大事だという話が印象的だった。

◇後見法の国際比較

エイドリアン・ウォード氏（TC Young LLP）による「後見法の国際比較」の講演では、スコットランドにおける後見制度の紹介だけでなく、ブラジルやトルコに至るまでたくさんの地域の後見制度の報告があった。同氏は、各国の制度の類似点や相違点について、カギとなる要因の比較により多様な答えの共通点を見つけることも有用であると説きつつ、成年後見制度がそれぞれ異なった国の制度として異なった状況下において成り立っているものなのだから、（さまざまな国の）どのコンセプトがいいかという問いを立てるのではな

く、対象者に対しどのような支援が必要か、自分たちの到達すべきところはどこかという各自の課題を自分たちで考えることが大事という話に頷けるところが多かった。

◇障がい者権利の視点からの成年後見

休憩の後、第2部として、Theresia Degener 国連障がい者権利保護委員会副委員長による「障がい者権利の視点からの成年後見」という講演が行われた。

同氏は、人権にはヴィジョンが必要だと述べ、障がい者権利条約にはまさにそのヴィジョンがあるからイノベーションであると力説をされていた。講演が進む中であげられた事例内容や視点など一見極端な意見のように感じるところもあったが、自分が健康でなくても利口でなくても1人にならないこと、普通でなくても尊重してもらえることの重要性、皆生まれながらにして人権をもっており皆同じ内容の人権をもっているのだから、自分も持っている機能によってそれが変わることはなく、ましてや社会福祉を享受しているからといって自由が制限されてはいけないという、当たり前のように何かあると蔑ろにされてしまう部分を伸びやかに語られる姿勢は大変示唆に富んでいた。会場からの反応も今日一番大きなもののように感じた。

◇ドイツでの実例

最後に報告として「ドイツでの実例」として映像が放映された。放映後、映像に出ていた被世話人の方々（2名）が登壇し、それぞれが自分の今の生活や想いについて率直に語られる姿に会場から拍手が起こった。「私たちの人生は多様性をもっている。それに良い悪いの価値をつけるべきではない」という言葉が心に残った。

（行政書士 杉本 佳久）

～第4回成年後見法世界会議参加報告～ 世界会議（2日目）

世界会議2日目もパネル1～14の分科会に分かれ、熱心な発表が行われた。分科会の詳細については、大会ホームページ〈<http://www.wcag2016.de/grusswort.html?L=1>〉を参照されたい。

◇任意後見／代理契約

パネル3では、ドイツの「任意後見／任意代理」について発表があった。山元俊一氏（税理士）の報告（「実践成年後見67号」）から抜粋する。

ドイツの任意後見の登記者数は、公証人会が管理するドイツ中央登記簿によれば、数年前に登記者数が300万人を超えたという。わが国の任意後見登記が平成27年現在、約7万件弱であることと比較すると圧倒的な差が開いているといえる。しかも、ドイツでは未登記の任意後見（任意代理）受任者が、さらに300万人ほどいるという。

ドイツの任意後見の代理権の付与は包括的に授権する方向で運用されており、医療同意権や死後事務なども当初から認められていたようだ。わが国の代理権付与が個別的で、制限列挙的であるのに比較できるだろう。一方、ドイツでは自己決定権の尊重が最重要な理念と観念されている背景から、任意後見人への包括的な授権については、慎重な運用が議論されているようだ。

また、ドイツでは、カナダのように本人が「個人支援計画」を登記して、認知症発症後などに運用が開始する、後見代替制度について研究がされているという。

◇裁判所が選任した職業後見人

パネル6「裁判所が選任した職業後見人」では、大垣尚司教授（立命館大学）が、喫緊の課題である後見人の不正行為への対策として、わが国の最高裁判所が導入した成年後見制度支援信託を紹介し、その有意義性を指摘した。あわせて、ある信用金庫では自己決定権の能力のあるうちから信託契約して本人の財産を受託、保全する事例を紹介し、濫用防止のためには財産の保管は金融機関に

任せ、法律家や福祉の専門家との連携した事務分掌をスタンダード化すべきとの提案を行った。

なお、後見人の不正行為については、横浜、メルボルン、ワシントンDC、ベルリンの各世界会議を通じ、特に専門の分科会ではなく、主催者からの言及もなかった。確かに、補充性の原則の徹底という観点から代理権の越権を防止する議論は大きな議論の流れではあった。しかし、ベルリン会議では、後見人の不正行為対策への言及が散見されたことは驚きであった。と同時に潮流に変化が生じているのではないかと感じられた。

◇学問としての成年後見法研究

新井誠理事長が、主宰した14パネルでは、「学問としての成年後見法研究」と題して、障害者権利条約と障害者権利委員会、市民意識、政治家の知識など、理念と法改正を念頭においた発言があった。

障害者権利条約に関して、ラッシュ氏（英国・元保護裁判所所長）が、「理論家は実務を知らず、実務家は理論を軽視しているが、双方の和解が必要だ」とユーモラスに述べた。ラッシュ氏はまた、成年後見制度の学問性は、本人の利益を守る理念の実現のために、特に医療分野での実証に認められると指摘した。

熱く語られた14パネルであったが、市民と政治家に後見制度の知識がないため、障害者権利条約の普及の妨げになっているという点では、出席した韓国、イングランド、オーストラリア、日本のパネラーの意見が一致した。

新井理事長と朴仁煥教授（仁荷大学）は、成年後見情報に関する国際センターの設立の必要性を提案し、満場の賛意を受けていた。

幸運にも、筆者はロンドン大会から連続で出席させていただいた。次回の韓国大会では、多くの方々に参加をお願いし、バトンを渡していきたい。

（司法書士 長谷川 秀夫）

～第4回成年後見法世界会議参加報告～

世界会議（3日目）

◇穏やかな日和の中で

2016年9月16日（金）午前9時、ベルリン中心部から電車で40分ほどのエルクナーの国際会議場に500名を超える参加者が集い、温かく穏やかな日和の中で、ドイツ連邦司法大臣兼消費者保護大臣担当の基調講演により、第4回成年後見法世界会議3日目がスタートした（以下、会議のテーマに関する日本語訳は、すべて筆者による仮の拙訳であることをお断りしておく。また、会議の資料や動画が〈<http://www.wcag2016.de/>〉に公開されている）。

◇基調講演

基調講演では、各国の関係者が参集する「成年後見法世界会議」には深い意味があること、自己決定権の尊重や障害者権利条約の果たす役割が重要であること、ドイツでは、前年度の後見事案のうち55%が任意後見であり大半が家族による支援であったが、質の高い支援を実現するには経済的なバックアップも必要であること、同意能力を有しない人々に対する医療について、ドイツ憲法裁判所が示した判断等にも触れるなど、幅広く示唆に富む指摘がなされ、国際部門最終日にふさわしい幕開けとなった。

◇ポスターコンクール

続いて、500名を超えた会議参加者全員が集う同じ会場において「高齢者をはじめとする成年者に対する法的保護」をテーマとし、各国の応募の中から選定されたポスター（英語またはドイツ語）展示とコンクールについて、審査結果が発表され表彰が行われた。展示されたポスターの中には、わが国の公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが作成した英文のポスターが含まれていた。審査の結果、同ポスターが見事に優秀賞を受賞した旨の発表があり、会議に招聘された同法人副理事長の梶田美穂氏が同公益法人を代表して表彰の壇上に立った。同法人の活動が世界の

舞台上で認められたことは、弱い立場の人々の支援に弛まぬ努力を続けてきた全国各地の諸団体を代表した結果ととらえることもできるのではないだろうか。今後の諸活動の原動力となることを期待したい。

◇ドイツ語圏諸国の課題と改善にむけて

表彰の後には、「成年者の法的保護に関する課題と改善」をテーマに、ドイツ語圏諸国のオーストリア、ドイツ、スイスから多岐にわたるさまざまな論点を網羅した盛り沢山のプレゼンテーションが、これらの国々を駆け抜ける国際特急のようなスピード感あふれるタッチで進められた。筆者はスピードについていくのに苦労したが、各国の取組みには、制度の基本理念を尊重しつつ、不正防止策に工夫を凝らすなど、わが国の取組みと共通点が多く感じられた点が印象的であった。

◇横浜宣言の重要性の確認と改訂

コーヒープレイク後再開された会議のテーマは「横浜宣言とその意義——成年者の法的保護の改善に向けて」であった。会議では、第1回世界会議（2010年横浜）で発せられた「成年後見制度に関する横浜宣言」の意義と重要性が再確認された後、同宣言中の「世界の課題」を改訂・修正することとなった。参加者全員の賛同の下、能力剥奪を撤廃して、自立とケアを志向する成年者の法的支援と保護のみが専ら備えられているシステムに転換する必要性を強調する、「改訂横浜宣言」（当学会ホームページ〈<http://jaga.gr.jp/>〉参照）を発して締め括られることとなった。このようにして第4回成年後見法世界会議の国際部門は盛会裏のうちに閉幕した。

（司法書士 高橋 弘）

判例研究

判例研究委員会

■ 代理人による預金払戻請求における委任意思の瑕疵と金融機関の調査義務（大阪高裁平成26年11月26日判決・金判1489号34頁）

〔事案の概要〕

原告 X（事件当事67歳・独身男性、身寄りなし）は、平成19年に脳梗塞を患い全快しなかったところ、平成22年8月頃に再発、症状が悪化したため病院へ緊急搬送され、10月7日に穿頭血腫ドレナージ手術を受け、症状は術前より改善した。しかし X の友人 Y₁ は、X の判断能力が依然低下しているのを奇貨として、10月15日に X から通帳印鑑を預り、着服横領する意図で X との間で財産管理委任契約を締結した。そして Y₁ は、同日 Y₂ 信金に赴き、ほぼ全額の745万円を2回にわたり引出し着服横領した。なお1回目の出金の際、Y₂ 信金の担当者は、X の入院先へ赴き、本人意思確認の面談を実施した（その際 X は笑顔でうなずいたのみであった）が、特に医師の診断書等は求めなかった。そこで X は、Y₁ に対して不法行為および Y₂ に対しては、本人意思確認に過失があったとして、共同不法行為ないし Y₁ の不法行為に対する過失による幫助に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。第1審では X の請求がほぼ認容され Y₂ が控訴（Y₁ は控訴せず確定）、控訴審（本判決）では Y₂ が逆転勝訴し確定した。

〔判決要旨〕

「金融機関は、……代理人から預金払戻請求があった場合、代理権の有無を確認するとともに、代理権の存在が確認できた場合であっても、預金者による代理権授与の意思表示が詐欺や強迫によるものであるなど、意思表示に瑕疵があることが強く疑われるときは、預金者保護の観点から、預金者に代理権授与の趣旨を確認するなどして、預金者が違法行為による財産被害を被ることのないよう配慮すべきことが信義則上期待されているというべきである」が、Y₂ の担当者が、X 本人に直接委任意思を確認した際、代理人としての Y₁ の振る舞いや、X 本人の態度においても不自然な点は見られず、「Y₂ が X の Y₁ に対する委任意思に瑕疵があると疑ってしかるべき状況にあったということはできないから、……Y₂ において、X に払戻金の使途を確認したり、Y₂ に X の判断能力についての診断書の提出を求める義務があったということはできない」。

〔解説〕

本判決は、代理人による預金払戻請求において、金融機関の行った本人意思確認の内容および過失が争点となった珍しい判決である。すなわち本判決は、金融機関は、代理権の有無を確認し、代理権の存在が確認できた場合であっても、代理権授与（委任）の意思表示につき瑕疵があることが強く疑われるときは、さらに、代理権授与の趣旨を確認するなどの義務（本件では担当医師の診断書の提出を求める義務）が認められる場合があるとしながら、本件においては、同義務を認めなかった。そして、本判決の特徴としては、よくある民法478条（債権の準占有者に対する弁済）の適否が直接争点とはならず、金融機関の本人意思確認の内容（過程）そのものに過失があったとして、金融機関の共同不法行為ないし過失による幫助が争われた点にある。なお、本判決で争点となった「代理権授与の趣旨を確認するなどの義務」は見方を変えると、預金者本人の「意思能力・事理弁識能力の調査確認義務」とも捉えられることから、超高齢社会における昨今、本判決の示した基準は、今後、金融機関が行うべき本人意思確認のあり方を検討するうえで、1つの指標として重要な意味をもつものと考えられる（参照：春口剛寛「代理人による預金払戻請求における委任意思の瑕疵と金融機関の調査義務」実践成年後見66号88頁）。

（司法書士 春口 剛寛）

講演会「シンガポールにおける家族と成年後見」 参加報告

2016年12月7日（水）午後4時～午後6時、中央大学多摩キャンパス2号館5階2564教室において開催された講演会「シンガポールにおける家族と成年後見」に参加したので、その旨報告をする。

講演会は、シンガポール家族裁判所裁判官のダニエル・コー氏により概略以下のとおり講演がなされた後、ディスカッションがあった。

◇社会的背景

シンガポールでは、65歳以上の高齢者が急増し、認知症高齢者も増加している。家族の変化として、子どもを育てつつ、親を養う、いわゆるサンドイッチ世代が増えている。その世代のストレスの緩和を図ること等が成年後見法制定の大きな理由だとされる。

◇2010年に制定された成年後見法の内容

LPA（継続的代理権）が導入され、任意後見人と法定後見人（Deputy）という2つの方法により、後見人が選任できるようになった。21歳以上の者が、自分に意思能力があるうちにLPAを行うと事前に計画を行うことができるという。LPAは、財産管理事務と身上監護事務をその内容とする。本人が意思能力を失うと、任意後見人が本人に代わって意思決定することができる。しかし、事前に医師の意見を求める必要があり、任意後見人は、本人の最善の利益のために意思決定することができることになっている。

本人の意思能力がない場合は、法定後見人を裁判所によって選任してもらうことになる。この場合、本人に代わって財産管理事務と身上監護事務により意思決定してもらうよう裁判所に申立てをする必要があり、裁判所が法定後見人を選任する。不正があれば取消しが可能である。

◇利用状況

LPAと法定後見の利用状況は、2015年の数字で前者が約2万件、後者が1953人で、92%と8%

という割合。本人は、59%が女性で、41%は男性。本人と任意後見人との関係は、大部分が近親者で、第三者は4.7%。法定後見人も最も多いのが家族で、第三者は、4.5%。

◇最近の事例

大金持ちの女性が専門職でない第三者を任意後見人とするLPAを利用し、本人の財産の濫用がなされた事例があげられた。本ケースは、LPAを普及させるために書式を簡素化し、広告を大々的にやっていた最中だった。しかし、自分も認知症になるかもしれないとのことでLPAは減ることはなく、むしろ急増したという。

◇2016年意思能力法の改正

家族がより役割を果たすよう促す考え方をとり、本人に不利益になる場合の規制を強化したという。そのために、①後見人の虐待からのより良い保護、②任意後見人と法定後見人への専門職の導入③LPAの利用につき、銀行にも認知してもらう④後見人の出すレポートのチェックを充実し、裁判所もLPAの一時停止や後見人の解任事由の改善等を行ったという。

◇ディスカッション

とりわけLPAの驚異的な数字に注目が集まり、日本でもどうすれば任意後見が普及するかにつき活発な議論がなされた。シンガポールでは、書式の簡素化を図り、機会を捉えてLPAの周知を徹底的に行ったという。

◇若干の感想

シンガポールの超高齢社会に対する果敢な取り組みを知ることができ、日本でも任意後見普及の努力をより一層行う必要があると痛感した。任意後見の普及につき、講演者の次の言葉が印象に残った。「良い米を作るための作付けを入念にやった後、時期が来るのを待つ。挑戦だ」と。

（中央大学講師 金井 憲一郎）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

2016年ベルリン成年後見法世界会議は、意思決定支援と本人保護の2つの基本原則を再確認した。これは、法定代理支援の必要性を再確認するものであり、障害者権利条約12条に関して国連障害者権利委員会が法定後見制度から意思決定支援制度へのパラダイムの転換を求めたことに対する回答でもある。

他方、日本の後見・保佐類型は、必要性の限度を超えて過大な権限を付与するしくみであるため、同条約に抵触するといわざるを得ない。一元主義への転換が必要である。もっとも、法定代理支援は不可欠である。またこの代理支援は法律行為につき本人の意思能力がなくなった場合のみでなく、必要な場合には、本人同意を基礎とする法定代理支援を認めるべきである。さらに取消権に関しても、障害ゆえに誤った判断をしたときに原状回復することを認めるという観点から、許容されるとの意見で一致した。ただし、ここでも個別の必要性と本人の同意を原則的要件とする。

委員会では、開始決定のためには申立を必要とするか、職権で決定することもあり得るかとの議論もあったが、職権主義を導入するときは保護主義的傾向が強くなるおそれがあるため、申立主義を維持し、市町村長申立をさらに活用することが相当と考えている。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当研究委員会の平成28年度の活動は、昨年同様、家族アンケートの調査の研究企画、高次脳機能障害の障害特性からみた後見制度改善に関する研究等を行った。

この成果を、「高次脳機能障害者支援における成年後見制度等の運用・制度の改善に向けた提言」として今年度中にとりまとめ、しかるべき時期に公表する予定である。

次年度は、「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」および「高次脳機能障害者を支援する専門職後見人の行動指針」を、国連の障害者権利条約や最近のわが国の法改正にあわせて改訂するべく、検討を行うことも予定している。

なお、当委員会の活動の中心は、依然として2010年度に提案した「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」の普及活動であると考えますが、今年度もその要請の機会はなかった。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 長谷川秀夫)

■委員会報告■——判例研究委員会

判例研究委員会の現在のメンバーは23名で、その内訳は、大学教員17名、弁護士3名、司法書士2名、裁判官1名である。なお、昨年度までは副委員長1名で運営していたが、今年度からは副委員長を3名にして、星野茂、熊谷士郎、清水恵介の3委員にお願いすることになった。

まず、本年度の活動内容は次のとおりである。

- ① 第36回（平成28年4月23日）
 - 〔報告者〕 清水恵介委員
 - 〔報告裁判例〕 最高裁平成28年3月1日判決（裁例時報1647号1頁）
- ② 第37回（平成28年7月23日）
 - a) 〔報告者〕 西島良尚委員
 - 〔報告裁判例〕 東京地裁平成26年3月11日判決（判例タイムズ1412号182頁）
 - b) 〔報告者〕 春口剛寛委員
 - 〔報告裁判例〕 大阪高裁平成26年11月26日判決（金融・商事判例1489号34頁）
- ③ 第38回（平成28年10月15日）
 - a) 〔報告者〕 安藤朝規委員
 - 〔報告裁判例〕 東京地裁平成22年9月28日判決（判例時報2104号57頁）
 - b) 〔報告者〕 中村昌美委員
 - 〔報告裁判例〕 東京高裁平成22年7月15日判決（判例タイムズ1336号241頁）
- ④ 第39回（平成29年3月4日予定）
 - 〔報告者〕 星野茂委員
 - 〔報告裁判例〕 大阪高裁平成28年3月2日決定（判例時報2310号85頁）

本年度の研究成果は、次のとおりである。

- ① 安藤朝規委員 成年後見法研究13号・実践成年後見62号（日常生活において補助を要する高齢者の銀行取引と銀行側の対応）
- ② 清水恵介委員 実践成年後見63号（JR事件最高裁判決を読み解く——成年後見法の観点も含めて）
- ③ 藤原正則委員 実践成年後見63号（意思無能力による消費貸借の無効に、民法121条ただし書が類推適用され、現存利得の主張立証責任は利得者が負うが、現存利得がないとされた事例）
- ④ 周作彩氏 じゃがれたー27号・実践成年後見64号（高齢者虐待防止法に基づく一時保護措置と国家賠償責任）
- ⑤ 太矢一彦委員 成年後見法研究14号・実践成年後見65号（被介護者の介護拒絶に起因する介護事故における通所介護施設側の安全配慮義務違反の有無）
- ⑥ 春口剛寛委員 じゃがれたー28号・実践成年後見66号（代理人による預金払戻請求における委任意思の瑕疵と金融機関の調査義務）
- ⑦ 西島良尚委員 実践成年後見67号（家庭裁判所の成年後見人に対する監督義務懈怠等に基づく債権回収不能による国家賠償請求事件（仮題））
- ⑧ 西島良尚委員 成年後見法研究14号・じゃがれたー27号（認知症者の鉄道事故についての妻と長男の監督責任が否定された事例）

（判例研究委員会委員長 村田 彰）

◆第14回学術大会へ向けて◆

本年の学術大会は、流通経済大学新松戸キャンパスにおいて、右記のとおり
の要領で開催いたします。

第14回学術大会の統一テーマは「成年後見制度の進むべき途」です。成年後見制度利用促進法が制定され、内閣府に「成年後見制度利用促進委員会」が設置されました。本学術大会では、上記委員会で議論されたことをもとに、わが国の成年後見制度がどうあるべきかを考えていきます。

また、基調報告をもとにしたパネルディスカッションも行う予定です。

【日 程】 平成29年 5月27日(土)10時～18時（9時30分開場）

【場 所】 流通経済大学新松戸キャンパス

【聴講料】 正会員、賛助会員（2名まで）、会友：無料
一般 2000円

【統一テーマ】 成年後見制度の進むべき途

【概 要】 [個別報告]

周作彩（流通経済大学教授）

南方美智子（行政書士）

[特別報告]

櫻田なつみ（成年後見制度利用促進委員会委員、

（株）MARS 就労移行支援事業所 co opus、

千葉県精神障害者ピアサポート専門員）

須田俊孝（内閣府参事官、成年後見制度利用促進委員会事務局）

[基調報告]

池田恵利子（社会福祉士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員）

川口純一（司法書士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員）

神野礼斎（広島大学教授）

高橋弘（司法書士）

土肥尚子（弁護士、成年後見制度利用促進委員会臨時委員）

【申込み】 事務局 FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

※懇親会（参加費5000円）参加の有無もご明記ください。

♣平成28年度 会員・会友寄付者一覧（五十音順、敬称略）

学会活動のさらなる活性化のため、会員・会友の皆様にご寄付のお願いをいたしましたところ、2017年1月24日現在、34名の方から、合計1,014,784円のご寄付をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

皆様からいただいたご寄付は学会活動のさらなる活性化のために有用かつ適正に活用させていただきます。

なお、ご寄付（1口：5000円）については引続き受け付けておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

赤沼 康弘	大貫 正男	神崎 満治郎	竹ヶ原 克也	松本 容子
浅見 隆行	小栗 浩	五味 郁子	千田 雅充	森 徹
新井 誠	菓子 初音	塩田 芳久	俊 武志	山田 武史
池田 恵利子	金井 守	鹿田 良美	富永 忠祐	山本 正士
宇田川 濱江	金川 洋	柴田 洋弥	西川 浩之	
大島 明	川口 純一	高島 さちこ	芳賀 裕	
大城 節子	北野 俊光	高橋 弘	堀川 幸夫	

※2017年1月24日現在。

※本誌等での氏名掲載について許諾をいただいた方を掲載しています。

【寄付受付口座】

振込先口座：三菱東京UFJ銀行 恵比寿支店 普通 0604174

振込先名義：シャ）ニホンセイネンコウケンハウガッカイ

一般社団法人日本成年後見法学会

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

（株）民事法研究会内

TEL 03-5798-7239（直） FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 成年後見制度利用促進法の基本計画案がまとめられた。本人主体の立場を貫くためには本人の意思決定支援に配慮した制度の活用が求められる、早期の発見やつなぎの役割を担う地域の中核機関とわれわれ専門職が果たす役割が明記された。今年の学術大会のテーマでもある。（星野 美子）